

# 岡田事務所通信

令和2年5月号(第177号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

## 雇用調整助成金 中小企業助成 要件該当で 10 割に引き上げ 厚労省

厚生労働省は、新型コロナウイルスの感染拡大で業績が悪化した企業が従業員を休ませた場合に支給する「雇用調整助成金」の上乗せ給付について、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請に応じて休業や営業時間短縮を行う中小企業への助成率を 10 割に引き上げると発表しました。経営基盤の弱い中小企業に雇用維持を促すのが狙いです。

既に中小企業への助成率は通常の 3 分の 2 から、解雇を伴わない場合には 10 分の 9 まで上乗せ給付しています。特措法の要請で休業や営業時間短縮を行う中小企業が対象で、従業員に 100%の休業手当を支給、または日額 8,330 円の上限以上の休業手当を支払っていることが条件となります。政府の緊急事態宣言発令後の 4 月 8 日にさかのぼって適用する予定です。ただ、企業経営者から引き上げ要望の強い日額 8330 円の上限は現段階では維持するとしています。

## 雇用調整助成金、オンライン申請可能に 5 月中にも

厚生労働省は企業が支払う休業手当に国が資金支援する雇用調整助成金について、5 月中にもオンラインでの申請を認めます。申請から支給にかかる時間の目標を従来の 1 カ月から 2 週間に短縮する狙いです。雇用調整助成金は手続きが煩雑で受給までに時間がかかる課題が指摘されていました。

オンライン申請は 5 月中旬の開始を目指して準備を始めており、インターネット上のフォームに情報を書き込み、必要書類を PDF にして添付する仕組みとします。印鑑の代わりに電子署名を認めるかどうかなどの詳細を詰めています。申請書類にある記載項目は変わらない見通しとしています。

## 中小企業のテレワーク助成、派遣社員も対象に 厚労省

厚生労働省は、中小企業のテレワーク導入費の助成制度について、派遣社員も対象にすると発表しました。直接雇用の労働者がいれば合わせて派遣社員にも適用します。新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、出社を控える取り組みを後押しします。パソコンやルーターなどのレンタルやリースにかかった費用も新たに対象に加えます。期間は 5 月 31 日までで、すでに申請していても 2 月 17 日まで遡って利用でき、100 万円を上限にかかった費用の半分を助成します。

## 最低賃金引き上げ凍結を要望 日本商工会議所

日本商工会議所は、最低賃金について政府への要望をまとめました。2020 年度の検討で「引き上げの凍結も視野に、明確な根拠に基づく納得感のある水準」を求めます。新型コロナウイルスの感染拡大により、生産停滞や休業要請などで中小企業の資金繰りは非常に厳しくなっており、まず事業の存続と雇用維持を優先するため、現実的な議論を要請するという事です。

全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会との連名で、厚生労働省に申し入れを行い、最低賃金は「4 年連続で 3%台の引き上げとなり、中小企業・小規模事業者の経営実態を超えている」と主張しています。



- 美瑛の丘 -

## ◆ ご存知ですか？ ◆

### 【休業手当】

休業手当とは会社側の責任で労働者を休業させた場合にその労働者に対し支払う手当のことをいいます。休業手当は平均賃金の6割以上の支払いが必要となり、平均賃金は直近3ヶ月間の賃金を元に計算を行います。会社側の責任による休業とは売上不振で余剰人員となる場合の休業や今回のコロナウイルスにより感染が疑われる方を休業させる場合等が該当します。なお、コロナウイルス感染者が休業する場合については会社側の責任による休業とはいえず休業手当の支払は必要ありません。(健康保険から傷病手当金が支給されます)

## 事務所より

5月を迎え、例年であれば雪も溶け、十勝の過ごしやすい季節を楽しんでいる時期ですが、今年は世界的に大流行中のコロナウイルスの影響で国内は自粛を余儀なくされる状況となっています。コロナウイルスを不安に感じるのは感染者になるかもしれないという恐れといつ終わるかの見通しが立たないことにあると思います。緊急事態宣言が全国的に発令され、経済活動が著しく停滞している状況が長く続き、終りが見えないとなれば、今後の日本の景気は長期間、大きく低迷していくことが予想されます。ウイルスと共存しながら経済活動も戻していくべきとの意見もありますが、感染拡大との狭間の中でなかなか正解が見つからない状況です。個人としてはできる限り外出を控え、手洗い・消毒等の感染防止に努めるしかないのが現状ですが、日本全体でこうした取り組みを本気で心がけることで収束への道筋が見えてくると考えています。

雇用環境が急激に悪化する中、雇用調整助成金の活用がメディアでも再三取り上げられています。申請書類や手続がかなり簡素化されているとはいえ、内容的には色々と分かりづらい面もありますので、会社で申請を行う場合、顧問先のお客様には書類の書き方や添付書類の説明等、弊社でサポートしますのでお気軽にご相談ください。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

国内におけるコロナウイルスの大流行により雇用の現場も混乱が続いている状態です。会社の都合で従業員を休ませる場合、休業手当の支払いが必要となりますが、会社で感染者や濃厚接触者が出た場合、売上不振等で休業を余儀なくされる場合、国からの要請で事業を休業する場合等、様々なケースが考えられます。厚労省のホームページに従業員を休ませる場合や休業手当等についてのQ & Aのページがあり、日々更新されていますので、ご参考にし頂ければと思います。また、ご不明な点等ありましたら、弊社までご連絡ください。

